

## 令和7年度第2回扶桑町総合教育会議・議事録

(記録者　社本　)

|     |   |
|-----|---|
| 名称  | 令和7年度第2回扶桑町総合教育会議   |
| 日 時 | 令和7年10月31日（金）午前10時00分から11時30分   |
| 場 所 | 扶桑町役場2階 大会議室  |
| 出席者 | 鯖瀬町長　澤木教育長　熊崎教育長職務代理者　千田（正）教育委員　江口教育委員　菱田教育委員<br>仙田教育部長　陸浦学校教育課長　寺谷学校教育課指導主事<br>松原生涯学習課長　西川子ども課長<br>事務局<br>武富総務部長兼秘書企画課長　社本秘書企画課主幹<br>傍聴者　なし  |
| 議 題 | 1. あいさつ<br>2. 協議事項<br>(1) 扶桑町教育大綱の改正（案）について<br>(2) 改正給特法に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表について<br>3. その他  |
| 内 容 | <p><b>1. あいさつ</b></p> <p>皆様おはようございます。大変お忙しい中、また本当に急に寒くなりましたけども、本日は扶桑町総合教育会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>今私も国の動向がどうなるかということで、特に教育行政としては高校無償化、これはまず進むんだろうと思っていますけども、町としてはできれば給食費の無償化もやってもらえないかなということで強く願っておるところでございます。いずれにしましても大きな変化があると思いますのでいろいろな情報収集しながら、また教育委員会の方とも教育委員さんといろいろ情報交換をさせていただきながら進めていきたいなというふうに思っております。</p> <p>本日の会議でございますけれども資料等配布させていただいておりますけども、扶桑町教育大綱の改正案についてと改正給特法に基づく業務量管理健康確保措置実施計画の策定公表についてという議題を設けております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず扶桑町教育大綱の改正案につきましては8月に開催をさせ</p> |

ていただきました第1回の総合教育会議にて委員の皆様より頂戴いたしました意見を参考にさせていただきながら、今回事務局の方で扶桑町教育大綱（案）としてお示しをさせていただいておるところでございますので後ほどご説明させていただきます。

改正給特法に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表についてについてでございますが、今年に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」いわゆる給特法等改正案が可決成立しております。改正法では教育委員会に対し、教員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表、実施状況の公表、総合教育会議への報告を義務付けております。今後の総合教育会議にも関連することありますので、今回の会議で議題とさせていただきました。

本会議は、教育政策に関する基本的な方針や施策について、意見を交わし、共有し、調整を行う場でございます。限られた時間ではありますが、皆様には、忌憚のないご意見やご提案を賜りと思っておりますのでよろしくお願ひ申しあげて挨拶をさせていただきますよろしくお願ひします。

## 2. 協議事項

### （1）扶桑町教育大綱の改正（案）について

（議長（鯖瀬町長））

初めに（1）扶桑町教育大綱の改正について事務局の説明をお願いします。

（社本秘書企画課主幹）

私から「扶桑町教育大綱（案）について」説明をさせていただきます。8月に開催させていただきました、第1回総合教育会議におきまして、教育委員のみなさまより様々なご意見をいただきました。ありがとうございました。いただきました意見を反映させる形で、令和8年度から令和12年度までの5年間の教育大綱（案）を作成いたしましたので、説明させていただきます。

扶桑町教育大綱（案）をご覧ください。まず全体的な枠組みの話となります、教育大綱の構成として1基本理念、2基本方針、3重点目標の3層構成については現行の計画の枠組みを踏襲しておりますのでよろしくお願ひいたします。順番に説明させていただきます。

2ページをご覧ください。Iはじめにということで教育大綱の説明、今回の改定における考え方、対象期間を記載しております。1改定に当たってということで、今回の改定における考え方

を記載しておりますので、読み上げさせていただきます。「本町では、教育の基本的な方針や推進施策の総合的な方向性を示す教育大綱を策定し、地域の実情に即した取組を進めてまいりました。今回の改訂にあたっては、現行の教育大綱を基本としつつ、国の第4期教育振興基本計画を参照し、その基本理念である「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つのコンセプトを取り入れます。持続可能な社会の創り手の育成に向けては、子どもたちが地域や世界の課題を自ら考え、行動できる力を養う教育を推進します。あわせて、日本の文化や地域の伝統を尊重しつつ、心身ともに健やかで幸福に生きられる力を培い、ウェルビーイングの向上を図ります。本改訂を契機に、家庭・地域・学校が一体となって未来を切り拓く子どもたちを育み、誰もが笑顔で生き生きと暮らせるまちの実現を目指します。」この考え方をもとに教育大綱を策定しております。

Ⅱ 教育大綱 1 基本理念については、これまでの「教育」や「学び」のあり方を見直し、時代の変化に即した多様な学び方へと転換を図ります。夢に向かって自ら成長していく新たな学びのステージを築き、国際社会で活躍できる人材の育成や、ICTを活用した学びの充実を通して、未来への希望を創造できる町をめざします。また、文化活動やスポーツを通じて、健康で心豊かな生活を送るための環境を整え、学びと生活の中でお互いが寄り添い、共感と思いやりにあふれる町をめざしますとしております。現行の計画では第5次扶桑町総合計画における基本目標みんなで“学び育む”～次代と豊かな心を育むまちづくり～としておりましたが、総合計画の終期が令和9年度となっており、大綱の計画期間半ばで終期を迎えることから今回変更をしております。

3 ページをご覧ください。

2 基本方針について記載をしております。基本方針の枠組みとしては現行の計画における「学校教育」「生涯学習」「文化芸術」「子育て支援・家庭教育・青少年育成」の4つの枠組みを踏襲しておりますが、「子育て支援・家庭教育・青少年育成」については、「家庭・地域・学校」のまちぐるみと表現を変ることで、まち全体で子どもを育てることを押し出す形としております。各基本方針を読み上げさせていただきます。基本方針 1 学校では 子どもたちを、「持続可能な社会の創り手」に育てます。基本方針 2 生涯学習では 学びやスポーツを通して、「健

康で豊かな笑顔かがやくまち」を創ります。基本方針3「文化・芸術では「文化の香り高いまち」として、より幅広い文化芸術事業を推進します。基本方針4「家庭・地域・学校」のまちぐるみで子どもたちを、「郷土を愛しまちの未来を見つめる大人」へと育みます。以上の4つの基本方針としております。

4ページをご覧ください。3重点目標について記載をしております。先程の4つの基本方針に従って、推進される施策の総合的な方向性を示したものになります。基本方針1に対応するものが、ウェルビーイングの向上を目指した学校教育の推進。基本方針2に対応するものが、健康で豊かなくらしの創造。基本方針3に対応するものが、「文化の香り高いまち扶桑」の醸成。基本方針4に対応するものが、まちぐるみ（地域・家庭・学校）での子ども・子育て支援の推進。となっております。

ウェルビーイングの向上を目指した学校教育の推進においては、一つ目、確かな学力、豊かな人間性・道徳性、健康な体を育み、こどもたちを自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手に育てます。しております。こちらは前回の会議で千田教育委員、千田前教育長職務代理者よりいただきました意見を参考にさせていただいております。二つ目、こどもたちの多様性を尊重し、「好き」を育み「得意」を伸ばす教育課程を工夫し、一人一人のウェルビーイングの向上を目指します。しております。こちらは前回の会議で熊崎教育長職務代理者よりいただきました意見を参考にさせていただいております。三つ目、こどもたちに全力で向かい合えるように、教師の健康と福祉の確保に努め、教育DXの推進など総合的な勤務環境整備を推進します。しております。こちらは教師も含めたウェルビーイングの向上を目指していく視点を取り入れております。

健康で豊かなくらしの創造においては、各世代のライフスタイルに応じた学びやスポーツの機会の充実に努め、誰もが生涯を通じて資質や能力を伸ばし、健康で充実した豊かな生活を送ることができるよう生涯学習活動を推進します。しております。こちらは前回の会議で江口教育委員よりいただきました意見を参考にさせていただいております。

「文化の香り高いまち扶桑」の醸成においては、質の高い文化芸術公演の提供はもとより、文化的なサークルやボランティア団体の自主的な文化振興活動を、住民協働という視点から積極的に支援し、文化に接する機会の確保に努めます。しております。

こちらは前回の会議で熊崎教育長職務代理者、千田前教育長職務代理者よりいただきました意見を参考にさせていただいております。

まちぐるみ（地域・家庭・学校）での子ども・子育て支援の推進においては、一つ目、子育て支援・子どもの居場所づくりなどを通して、「子育て環境」を整えます。しております。こちらは前回の会議で江口教育委員よりいただきました意見を参考にさせていただいております。二つ目、幼保小中の連携を通して、多様な教育ニーズに対し、切れ目のない教育相談・支援体制を構築します。しております。こちらは前回の会議で熊崎教育長職務代理者よりいただきました意見を参考にさせていただいております。三つ目、家庭教育支援・青少年健全育成を図り、まちの未来を託すことのできる次代の育成を推進します。しております。こちらは前回の会議で千田前教育長職務代理者よりいただきました意見を参考にさせていただいております。四つ目、青少年の居場所づくりとして、中学校部活動の地域展開を推進します。しております。こちらは前回の会議で熊崎教育長職務代理者よりいただきました意見を参考にさせていただいております。五つ目、学校運営協働協議会と地域学校協働活動を一体的に推進し、郷土を愛し誇りに思う次代を協働で育て、地域社会のウェルビーイングの向上を目指します。しております。こちらは前回の会議で千田教育委員よりいただきました意見を参考にさせていただいております。

以上の内容で重点目標を整理しております。教育大綱案についての説明は以上となります。

続きまして総合教育会議開催予定及び大綱策定スケジュール（案）についてをご覧ください。本日 10 月 31 日に第 2 回の総合教育会議を開催させていただいております。今後は本日の会議での意見を踏まえたうえで、必要に応じて原案の修正をおこない、3 月の公表を目指して、11 月に議会報告、12 月にパブリックコメントを実施する予定です。パブリックコメントにより重大と考えられるような意見が提出された場合には、2 月ごろに 3 回目の会議を開催させていただくことも予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

協議事項　（1）扶桑町教育大綱の改正（案）についての説明は以上となります。

（議長）

前回の会議で委員の皆様方に頂戴いたしました意見をもとに今回案として作成をしてまいりました。またさらに今回いろんなご意見があると思いますので、委員の皆様方からご意見がございましたらお願ひしたいと思います。

(江口教育委員)

重点目標のところでお願いします。4つ目の末尾の子ども・子育て支援の推進についてですが、機構改革でこども課が教育部に加えて、それによってこの大綱の中に子育てや子どもの居場所作りの視点が加わりました。前回会議のときに子どもの居場所が多いっていうことは、子育てもしやすいまちにいるということをお話させていただいて、こういう視点が汲み上げられたっていうことは、安心して子育てができる扶桑町ということで、大変ありがとうございます。そしてまた子ども課が一緒になったっていうことで、生まれたときからずっと中学校まで特に幼稚園保育園から小学校というところだと思うのですけど、その繋がりができたことおよび子育ての中でもいろいろ問題が連携できるようになって、そしてそれによって切れ目ない教育相談支援体制を構築というところですけど、具体的に施策を整えているのでしょうか。教えてください。

(西川子ども課長)

こども課から今ご質問いただきました幼保小中の連携を通して多様な教育ニーズに対し、切れ目ない教育相談支援体制を構築することについて具体的な施策をご説明申し上げます。子ども支援の一環として、令和6年度にこども家庭センターを開設し、妊娠期から出産子育て期にわたり切れ目のない一体的な相談支援を行うとともに子育て支援の利用などについて関係機関と連絡調整を行いまして、必要に応じて役場の各部署などに相談内容を繋いでおります。また、愛知県事業にはなりますが生活困窮者自立支援法に基づきます生活困窮世帯等を対象とした子どもの学習生活支援事業が行われております。扶桑町では特定非営利活動法人ママ・ちょこが受託をしておりまして、子ども課が管轄しております扶桑町児童センターの中でおいて、学校の勉強の復習や宿題の習慣づけ、あと学力の向上を目的とした学習支援などの支援を行わせていただいております。

これらは一例ではございますが、現在、家庭環境など、子どもを取り巻く環境の違いによりまして、多様な教育ニーズが生まれていると考えられます。幼稚園保育園の所管することも課と学校

側との連携としまして、多様な教育ニーズに対し、切れ目のない教育相談支援を行えるよう体制を構築してまいります。子ども課といったしましては、主に児童福祉の観点から引き続き、学校や役場関係部署などと連携しまして、子どものウェルビーイングの向上に努める所存でございます。

(澤木教育長)

子どもの学習支援、県の事業をママ・ちよこは委託を受けておりまして、この本部は児童センターにあるのですけど、実際活動しているのは空き家をお借りしてそこで夕食だとかそういう生活支援をしながら、学習支援をしていて、ちょっと支援に必要なご家庭を個人情報の関係で幅広くやっているっていうふうではなくて、空き家を使ってですね、子どもたちに夕刻、勉強を教えてたり、ご飯を食べさせたり交流の場っていう居場所作りをしています。ちょっと補足させていただきました。

(熊崎教育長職務代理者)

私から三つお尋ねしたいことがあります。一つ目が重点目標のウェルビーイングの向上を目指した学校教育の推進ということについてですけども、現行の教育大綱の方の重点目標を受けて児童生徒のタブレットが1人1台ずつ導入されて、この教育大綱の意味の大きさを改めて感じているところですけれど、小中学校では、配置されたタブレットを受けてずいぶん授業改善の方が推進されてきていて実際、日々の授業の中でのタブレットの活用の様子を各校見せていただきましたけれど、調べたり、自分の考えをまとめたり、それから伝えたりコミュニケーションを図ったり、いろんな形でタブレットが使われて授業がずいぶん様変わりしてきているのを実感しています。現在国では次の学習指導要領の改訂に向けての動きが始まっています、その中でこのまた教育大綱が今位置づけられていこうとしているわけですけれど、いろんな資料を見る中で中央教育審議会、中教審の教育課程の特別部会の中での今後の方向がまとめられていて、論点整理としてまとめられているのですけれど、その中を見ると、デジタル学習基盤の効果的な活用という言葉が出てきます。整備という段階を過ぎて、今度は学習基盤を、デジタル基盤をどう活用していくかという方向へ移っていくということだと思います。整備されていることを前提として、これから教育が推進されていくというふうにして考えると今回の重点目標の中で、教育DXの推進という文言は入れていただいているのですけれども、この表現からだと教師の視点、

学校の側の視点での表記のように受けとめるものですから、重点目標の中にデジタル学習基盤を前提としたその事業改善の中での効果的な活用というような視点について加えていただけると良いのではないかというふうにして思っております。これが 1 点目です。

それから 2 点目ですけれども、これ私の考えかもしませんが、これから社会生き抜いていく上では多様な生き方とか考え方とか、そういったものがある中でともに生きていく、進んでいくそういった社会になっていくのではないかなど。それがさらに進んでいくのではないかというふうにして思っています。その中で、今回の文言の中にも、自らの人生を舵取りすることができるとあのようなことが出てきていますし、それからそういったものが民主的で持続可能な社会の作り手を担っていくと、とても大事なことだというふうにして思っていますが、自分のことも大事にしながら、一方他者との共生していく、そういったことは本当にこれから必要なことじゃないかなと思っています。先ほど申し上げた中教審の論点整理の中でも、この部分は出てくるのですけれど、ここに一つ言葉を付け加わっていて、しなやかに自らの人生を舵取りできる力と。このしなやかさというのは、なかなか難しいことではありますけれど、大事な文言ではないかなというふうにして思うものですから、ぜひしなやかに自らの人生を舵取りできる力と、自らの人生を舵取りするというと、それぞれ個の主張を強く伝えていくというような表記に自分としては感じてしまうものですから、そうではなくて、自分のことはちゃんと伝えるのだけれども他者と共生していくという意味も含めてまさに民主的というような意味合いの加わるかなと思うので加えていただくと未来の子どもたちの生き抜くプラスのイメージに膨らんでいくのではないかというふうにして思っています。それが 2 点目です。

3 点目なのですが今回この大綱の基本理念のところ見ますと、この印刷物の下から 2 行目ですが、文化活動やスポーツを通じて健康で心豊かな生活を送るという、心という形が入ってくる形がいいなと思っているのですけど、基本方針の方を見ますと、「学びやスポーツを通して健康で豊かな笑顔が輝くまち」これおそらく健康で豊かなというのがひとくくりで笑顔が輝くまちということになるのだと思うのですけど、その健康で豊かな何が豊かなというのを目指すかなと思ったときに、やっぱり心豊かなでは

ないかなという自分としては印象を受けるものですから、この心が入っていない意図がおありであれば教えていただきたいし、そうでないならば心豊かな笑顔輝くまちという言葉もご検討いただけないかなと思って述べさせていただきました。以上です。

(寺谷学校教育課指導主事)

まず 1 点目デジタル学習基盤のことに関してですけども、私も論点整理の方は見させていただいて文部科学省が、これデジタル学習基盤の方を子どもたち 1 人 1 人に渡している端末、扶桑町ですと iPad、それから周辺機器その他情報機器やクラウド環境を、それからその iPad に入るソフトウェア、そういういた様々な要素で構成される一連の学習基盤をデジタル学習基盤として捉えて定義して記載がございました。それからそれに加えて、これまでの学習指導要領にはそういう記載はあんまりっていうかほとんどございませんでした。このことが、国が目指しているデジタル人材の育成に繋がっているのではといったことであったり、事業改善の推進の課題になっているこういった記載がなかったことがこういう課題になっているのだというようなことが論点整理に記載がございました。個別最適学習、それから協働的な学びっていうものがあるのですけども、これがなかなか主体的対話的で深い学びに繋がっていないというようなことがあるのもこういったことがデジタル学習基盤のことがしっかりなってないからだということも述べられておりまして、今後出される新学習指導要領では熊崎委員が言われるようにデジタル学習基盤が前提となるように示していくというような記載もございますので、これが前提であるということである以上、先生からいただいたご意見その通りだなと思いますので記載の方はしていきたいと思いますが、記載の仕方に関してはちょっとまた検討をさせていただきたいと思っております。

同様に 2 点目のしなやかという言葉なのですけども、こちらも論点整理の最初の方の基本理念のところに記載がございましてしなやかな舵取りという言葉になっております。熊崎委員が言われるように、他者と協働していくっていうことはすごく大切なことありますし、我々もそういった意味合いも捉えておりますので、こちらに關しても、記載の方はしていく方向で考えていくふうに思っております。

最後 3 点目のこころ豊かというところと豊かという、心があるかないかっていうところなのですけども、豊かという言葉を聞い

て連想するのが、経済的なものも含まれるかなと思います。お金があるとか、時間があつて豊かもありますし、そうではなく我々が目指すところは精神的に心情的に豊かな気持ちであるところを、教育では目指していきたいという意味合いでこちらの方も記載するかどうか検討はしていきたいなというふうに思っておりますので、いただいたご意見を基に検討していきたいと思っております。

(千田教育委員)

それでは基本方針のところで 2 点お願いします。まず基本方針 1 ですが、前回のこの会で話題に取り上げました持続可能な社会の造り手について取り上げていただきました。ありがとうございました。基本方針 1 は学校教育に関しての方針だと思うのですが、この 1 点に絞られております。方針は今の並べるよりも、できるだけシンプルな方がいいと思いますが、言葉の中で後ろに目標に示されている項目なんかも全て網羅されていくっていうような、そんな解釈で良いのかどうかということをどうなのだろうなと自分でもちょっと検討課題として提案したいなというふうに思っております。

それからもう 1 点ですが、これは表現の問題なのですが、基本方針の 1 と 4 はいずれも子どもたちを育てます、育みますというふうになっています。語彙の順番だと思うのですが、何か子どもたちをこうするのだっていうとちょっと強い言い回しになっているような感覚を受けます。それをひっくり返して例えば持続可能な社会の創り手となる子どもなのか子どもたちなのかあれでけど育てますであるとか、あるいは後ろも郷土を愛しまちの未来を見つめる子どもたちを育みますとか。特に基本方針の 4 は子どもたちをこういう大人へっていうふうに表現してしまうと、例えば町民の方でもなんか強い表現だなっていうふうに受け取られる方がいるのではないかなと思って。一度ご検討いただけするとありがたいと思います。

(陸浦学校教育課長)

まず、基本方針 1 の方の「持続可能な社会の創り手」に育てますというところなのですが、基本的にここだけの部分を直訳すると、大きい意味で誰かが解決してくれるのではなく、自分たちが考え工夫し、フォローし、より良い社会を創る側になるということを目指すという解釈になろうかと思います。今おっしゃったように、この大綱の重点目標もいろいろな意味が込められておりま

す。こちらの方はウェルビーイングの向上を目指した学校教育の推進ということで、3点ほど重点目標として書かれておりますが何かと多くの精神を一つの言葉にまとめて、先生も先ほどおっしゃっていただいたようになるべく簡潔に作る方だけではなく、当然この計画を見る方、聞く方も、一番伝わるような表現っていうのをもちろんシンプルに記載させていただいております。あと4番の方も子どもを「郷土を愛しまちの未来を見つめる大人」へ育みますということなのですけれども、確かに先生ご指摘の通りですね順番的なお話もございますでしょうが、こちらにつきましては今後より良い方向でわかりやすい大綱になるように目指していくので、ご意見として今日はいただいておきますので、よろしくお願ひいたします。

(菱田教育委員)

重点目標の生涯学習のタイトル表現についてお尋ねいたします。二つ目の柱の学びやスポーツの方には創造という言葉が使われており、三つ目の柱、文化芸術の方には醸成という言葉が使われております。この表現に込められた思いがあれば教えてください。私は創造とは今後もどんどん工夫して作り上げるイメージがあります。醸成という言葉は現在既に基盤が完成しているので、それをさらに深めていくというイメージがあります。この言葉を使い分けられたことに込められた思いがあれば教えていただきたいですよろしくお願ひいたします。

(松原生涯学習課長)

菱田委員からのご質問ですが、創造と醸成については菱田委員がおっしゃったように理解しております。一つ例を申し上げますと、創造ではスポーツの方で本年9月1日からは総合体育館の愛称を扶桑町総合体育館免疫ケアで健康習慣をとしました。総合体育館の健康に関する情報の発信拠点として位置づけ、免疫ケアを中心とした健康なまちづくりを推進していくという意味で創造しております。醸成につきましては30周年を迎えた文化会館事業では、会館の特性を生かした歌舞伎や落語など伝統芸能やクラシック、ジャズ、シャンソン等音楽等も開催しております。また菱谷委員も文化会館をご活用いただいておりますとおりですが、貸館事業を積極的にPRしていくことと、地元の地歌舞伎の公演や先日行いました歌舞伎メイクの実演というのを大変好評だったのですが、今後も住民の方がより気軽に利用参加できるような事業をさらに進めていきたいと思っております。

(熊崎教育長職務代理者)

先ほどのところとちょっと繰り返しになるのですけど、基本方針の4番についてなんですが、もっと早く自分の頭の中が整理できればよかったのですけど、子どもたちを「郷土を愛しまちの未来を見つめる大人」へと育みます。順番とか文言の使い方はあるとしても、未来を見つめる大人という。この見つめるがどういうものだろうなと。これは家庭地域学校ぐるみで子育て支援とか切れ目のない教育相談とか青少年の健全育成とか中学校の部活動とか。そういういた重点目標の方針としての言葉なので、そういういたものを通してまちの未来を見つめる大人、まだ大人になっていくのはずっと早い段階のところの子どもたちに対する言葉なのだと思うので、そういういた意味でこれはまだ今見つめている段階だよということなら、この見つめるに意味があるだと思うのですが、「郷土を愛しまちの未来を創り出す大人」とすると、もう少し踏み込んで見つめているだけじゃなくって、実際に何かの関与をして自分たちが働きかけて何かを作り出していく。という意味合いになっていくと思うのですけど、そうすると対象とする重点目標からは、それも一歩踏み込み過ぎなのかなという思いもあります。この見つめと創り出すというのでは、意味合いが大きく違うと思うので、その辺り、いやまだこれは、その創り出すにはまだまだ早い段階の子たちを対象にしているから見つめる。だからその意味合いで自分としては受け止めますが、また、そうでないなら別の文言がもしあの適切ならば、ご検討いただきたいなというふうにして思います。

(澤木教育長)

ご意見ありがとうございます。ここは全課が関わる部分で、子ども課も学校教育課も生涯学習課も関わってくる部分ですので、今ご意見をいただきまして、もう一度ちょっとここをそれぞれの課でいろいろ話し合って、良い表現になりますよう検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

(議長)

私も皆様方のちょっとご意見を聞いて確かにちょっともう少し整理をした方がいいかなということも感じました。ちょっとただ難しいけど大綱という、あまり実施計画とか細かい計画でないなかで、いかに表現でこれを一般の子どもさんや住民の方に伝えていくかっていうのはちょっと難しい点はあろうかと思いますけども、それでも町の基本的な教育大綱でございますので、しっかり

整理させていただきたいと思います。これは整理して文書で改めてお送りしさせていただきます。

それでは協議事項 1 の教育大綱（案）につきましては以上で閉じさせていただいて、また改めて修正を送らせていただきますのでよろしくお願ひをいたします。スケジュールとしては 3 月末と決まっておりますので、パブリックコメント等ですね進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひを申し上げます。

#### **（2）改正給特法に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表について**

次に移らせていただきます。協議事項の 2 改正給特法に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表についての説明をお願いいたします。

（陸浦学校教育課長）

改正給特法に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表についてということで、説明させていただきます。資料 1 でございます。こちらを基にお話させていただきます。令和 7 年 6 月に給特法の改正がございました。こちら資料の中あたり 3 番、計画の策定というところをご覧になりながら説明させていただきます。服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることとなりました。また、実施計画、毎年の実施状況を公表し、総合教育会議にも報告させていただきます。地方公共団体との連携を図りつつ、業務量管理・健康確保措置等の取り組みの更なる改善に繋がるよう策定いたします。

続きまして資料 2 の方ご覧ください。実施計画の中には、学校と教師の業務の 3 分類や学校業務の適正化等に関する具体的な取り組み内容を記載することとなっております。資料にございます左から、学校以外が担うべき業務。教師以外は積極的に参画すべき業務。教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務。この三つは事例を含めて記載されております。私ども教育委員会は、教員の負担軽減のために円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者および地域住民に参画を得ながら、地域の実情に応じた運用に努めてまいります。

続きまして最後に素案というのがございますがよろしくお願ひいたします。扶桑町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画素案でございます。左側が目次となっております。右側 1 ページには計画の趣旨、現状がございます。現在、教

育大綱を改正している中、子どもたちに全力で向かうことができるよう教師の健康と福祉の確保を努め、総合的な勤務環境の整備を進めることを大綱の計画趣旨に盛り込ませていただいております。これは前回の改正給特法の指針を盛り込んだものとしております。次に（2）本町の現状でございます。時間外在校時間は月45時間を上回る割合については、これまでも働き方改革の動きの中で、小学校についてはある程度進んでおりますが、中学校についてはまだまだございます。2ページの方をお願いいたします。目標につきましては、国や県が掲げたものを同様に掲げさせていただいておりますが、先ほどお話をさせていただきました教員の業務の3分類にありますように現在、教員が日常的に行っていることの負担を軽減できることを目標として掲げていきたいと思っております。教職員が健康で意欲的に子どもたちと向き合える環境を整えるために、行政の連携と共通の認識のもと進めていけるよう、令和8年4月を目標に作成させていただきます。

（議長）

説明は以上でございます。この件につきまして各委員さんの皆様方からご意見があればお願ひしたいと思います。

（千田教育委員）

資料の方に見せていただいて目標として令和11年度までに在校時間の方を平均30時間程度に削減あるのですがなかなか厳しいだろうなというふうに思っております。素案の方で出していただいた1ページの表3年間の在校時間の推移を見て見ますと、やっぱり中学校の教員の在校時間が小学校に比べると多いと大きく減ってきてないというふうに思います。やっぱり部活動の方の時間が大きく関わっているのではないかなというふうに推察されます。部活動の方は資料2でいきますと教師以外が積極的に参加すべき業務というふうに分類されております。扶桑町の方、本当に積極的に部活動の方の地域移行の方に取り組んでいただいて、順調にきているなというふうに思っているのですが、地域移行、扶桑が進めてきた先生方の在校時間にどれぐらい効果があったのか。それから今後のさらに改善していく見通しはどうなのかというあたりを質問したいと思います。

（寺谷学校教育課指導主事）

在校時間に関して私の方からお答えをさせていただきたいと思います。先生方の勤務時間なのですけどなかなか平日と休日の違いは勤務とか取れるのですけども、これ休日に学校に来たのが、

部活のためなのかはたまたそれ以外の仕事のためなのかっていうのは、タイムカードみたいなものではなかなかわかりにくいものですから、休日に部活動を一定時間やると手当が支払われるのですが、その手当の支払いの金額がどういうふうに変化したかということでちょっと確認をいたしました。それによりますと、月による違いがあったり、扶桑中学校、北中学校等学校には違いはあるものの、支給額に関しては、令和5年度、令和6年度から比較すると今年度については現時点では減っています。ただ、半減とかそこまで大きなものではなく、1割2割程度支払金額が減っておりますので、部活動の指導に地域展開が寄与したということは言えるかというふうに考えております。ただ教員の中には自らまた自分が指導したいという、そういった考え方で部活動を指導している方も当然何人もおりますので、そういった方たちのやりがいもそんなやりがいを削がないように進めていきたいなというようには考えております。以上です。

(松原生涯学習課長)

扶桑町の地域クラブ活動推進事業は中学校の部活動を地域へと展開していくもので、現在は地域連携として、休日の中学校の部活動を顧問が不在でも地域指導者のみで練習ができるように部活動指導員を配置しております。これは令和5年9月より開始し、令和5年度は6部活動、令和6年度は12部活動、令和7年度は20部活動と部活動指導員を増員しております。一つ好事例を挙げますと、扶桑中学校の女子バレーボール部は休日の部活動ほとんど顧問も不在で、部活動支援員が主に指導を進めております。部活アプリを活用して、顧問と地域指導者が連携をとることで生徒が自主性を持って活動ができるように進められており、良い関係が築けられております。令和8年度の夏休み以降は地域クラブがスタートし、休日の部活動は実施しなくなるため、時間外勤務の削減に繋がるというふうに考えております。以上です。

(菱田教育委員)

業務管理実施計画についてのところですけれども、3分類の教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務にあります給食の時間における対応について教えてください。先生方の勤務体系はどのようにやっていますでしょうか。一般のお仕事はお昼休憩で1時間確保されています。先生方は子どもたちと一緒に教室で給食を食べながら過ごしてみえるので休憩ではないことが想像できます。お昼くらいはゆっくりと休憩時間があるといいと思います。しか

し、休憩の時間は子どもと豊かなコミュニケーションをとる時間として大切であり、日本の学校の良き文化であるとも感じます。先ほど述べた時間外在校時間という言葉も、私にとっては聞き慣れないものでした。1日の勤務の具体的な様子について改めて教えていただきたいです。よろしくお願いします。

(寺谷学校教育課指導主事)

一般的に勤務って言いますと一般企業であったりそういういたところですと、朝仕事に出かけ8時の仕事が始まってお昼ぐらいに休憩があって、皆さんお昼ご飯を取られまたお昼ご飯を取られてから仕事が再開されて夕方終わるっていうのがそういうイメージじゃないかと思うのですけども、教員に関してはちょっと特殊でしてそのような勤務体系には実はなっておりません。どの学校も大体8時半から勤務が開始。最近子どもたちの登校に合わせてこれが8時20分であったり、早めるという学校も扶桑町にもございますが、およそ8時半から勤務が開始されて、実は給食を食べる時間は昼休憩となっていません。まず、給食を食べ終わつたいわゆるお昼放課、子どもたちがお昼休みの時間に15分間程度の休憩がとられております。その後午後からの授業があって、大体子どもたちが下校した後4時以降ぐらいのところで30分間の休憩の時間が取られるという合計で45分間の休憩時間。それをお昼過ぎと下校後の2回に分けて取っているというのが現状です。したがいまして給食の時間というのは、いわゆる給食指導と呼ばれておりまして、先生たちが子どもたちの給食の例えは配膳の仕方であったり、食べ方であったり、そういうものを指導しながらする時間となっております。

委員の言われる通りこの時間子どもたちと話しながら、会話をしながら給食をとるということは子どもたちの日頃の生活の様子を掴んだり、また子どもたちの思いも本音がきたりする大切な時間であるということは間違いございません。今回文化省から示されている3分類の中に、給食の時間における対応というのは、教師の業務など負担軽減を促進すべきというところに分類されておりますが、食に関する指導といういわゆる食育指導例えは給食に含まれている栄養素であったり、食べるときのマナーであったりそういうことに焦点が当てられているかなというふうに感じますので、今回ここのところに関しては栄養教諭が扶桑町には配置されておりますから役割分担を考えながら対応していきたいなというように感じております。以上です。

(熊崎教育長職務代理者)

経験してきた者として少し補足をさせてください。先ほど休憩時間が 15 分と 30 分とで 45 分という形の中でどの学校も多くの学校が勤務しているということですけども、実際に現場で起きていることは、そこに子どもたちが突発的な怪我があつたり、相談の事悩み事があつたりそれからその日のうちに子どもたちが下校するまでに解決しなきゃ行けない様々な、日記への記入であつたり、次の授業の準備であつたり、いろんなことが発生しているというのが現状なのです。そこに教師以外が積極的に参画すべきいろんな対応が加えてあれば、きちっと取ることができるかも知れない。そういうことで現状となっているという前提をご理解いただきたいなと思います。以上です。

(江口教育委員)

扶桑町では成績処理の自動採点デジタルツールが今年度から中学校で導入されていると聞きました。業務量の効果っていうのはどうなのでしょうか。現場の先生の声は届いているのでしょうか。また前回の会議のときに、教育支援センターの体制強化によって、先生方の働き方改革にも繋がると言ってみましたが、この 19 番の支援が必要な児童生徒、家庭への対応していただける専門スタッフ、SSW やスーパーバイザーなどとの教員への協力体制っていうのは進んでいるのでしょうか。少しでも授業以外のところの仕事量が減るっていうことは、精神的に負担が減って授業に十分時間が取ることができてそういった専念できる。そういう安定した状態があると子どもたちと接するっていうことは子どもたちにとっても大事なことだと思っています。既にたくさん取り組んでおかれていることもあるのであります。町財政の限りもあると思いますが、効果的なものを選択してこれからやれることから、優先順位をつけて取り組んでいただけたらと思っております。

(陸浦学校教育課長)

まず DX 自動採点機の方のお話なのですけれども、これ元々本当に現場の声から自動採点機導入したのっていうのが、現場の声を直接取り入れて、昨年度ちょっとトライアル期間を経由して、今年から本格的に導入しております。先生方の本当に評判もすごく良くて、私達もすごく同じように嬉しく思っております。当然それによって、一つ少しなのですけども先生のそういった負担が除けたなということで我々としても大変ありがたく思っております。

す。

また教育支援センターのですね、こちらの方も 6 年度からスクールソーシャルワーカーの 1 人増員させていただいて、相談にあたっております。相談件数が、令和 5 年度が 164 件、令和 6 年度が 198 件です。増加しておるのですけれども、6 年度からソーシャルスクールワーカーの増員をして今年から小学校の方に週 2 回ちょっと勤務してもらっているのです。それによって教育支援センターと小学校と役場の方で、学校教育課の方で相談しやすい環境作りということで、先生の負担ももちろんまだ多かったのですけれども、そうやって学校で進めていただくことによって、先生の負担が取り除けてですね、連携を持ってスピード感を持って対応できるようになったなど効果を感じております。今後そういうふた現場の声をもっともっと吸収してより効果的な取り組みを進めていきたいと思っております。

(澤木教育長)

支援の必要な子どもたちにきめ細やかな相談体制を作っていくというのは、前からすごく自分の中では大きな思いであります、以前総合教育会議で支援センターにこういうような体制を作つてそれを実現したいというようなことをお話させていただいて、町の方でそれはきちつと予算化していただいて、実現することができました。特に、専門家を 1 人増やしたことによって精神福祉士の免許を持った方ですので、本当に教員の経験者のもう 1 人のスクールソーシャルワーカーと全く違うスタンスで相談体制をしていただけます。特に中学生ぐらいの自殺願望だとか、オーバードーズだとかいろいろな家庭の背景がありまして、専門的に受け止めてお話を聞いたり、精神科に繋げていただけたり保護者共々、そういう相談体制に繋げていただいて、そういう自殺願望の子はまだ困っていてどうしたらいいかわからないなっている生徒に対して手厚くできているなというふうに思います。

スクールソーシャルワーカーがいなかつたら、これ担任業務または養護教諭の業務でして、家族とお話したりするのは、担任業務でしたから、もうずいぶんそういった意味ではあの在校時間はあまりそこに反映されないかもしれません、反映されていると思います。すごくその負担感がなくなつて専門家に任せることができて、扶桑町の施策としてはいい方向にいっているというふうに思っています。相談件数は 7 年度、今のところが本当に増えています多分年度末までには去年よりも増えていると思いま

す。毎月ワーカーさんから相談記録の綿密な記録は上がってきますので、本当に専門的な対応をしていただいて感謝しているところでございます。現状をご報告させていただきました。

(熊崎教育長職務代理者)

学校と教師の業務の3分類全てに関わっていくことかなというふうにして思いますが、これが整備されることによって先ほども話題になった休憩時間ですとか、それから在校時間の削減ですとか、そういったものに繋がっていくかなというふうにして思っていることのひとつとして、扶桑町の各小中学校ではコミュニティスクールとしての地域学校協働活動が少しずつ軌道に乗っているというふうにして聞いています。地域の方々からの協力が得られるようになってきたというふうに聞いています。学校ごとの状況は異なるかと思うのですけれど、そういったことが少しずつ聞いているのでもし今把握されている内容で教員の業務削減に効果を上げているのではないかなというようなことがあれば教えていただきたいと思います。

それから通常といいますか、平日のそういった活動だけでなく長期休業中それぞれ植物の世話ですとか動物の世話ですとかそういったものも従来教員が多く関わってやってきたわけですけれど、そういったものでの何か取り組みがあれば、実際実質的に負担が減っていくのではないかなというふうにちょっと思いますので、現状把握してらっしゃるところがあれば教えてください。

(松原生涯学習課長)

地域学校協働活動の件ですが、地域学校協働活動推進員は各小中学校に1名ずつ配置され現在年2回の推進委員会と年3回の情報交換が行われております。会議の報告によりますとおっしゃられた、長期休業中の植物や動物の世話、校内環境整備ですね草刈剪定花の世話など、そして掲示板の作成や作成の補助や図書館業務の補助などを行い、先生がやられた業務を地域のボランティアの方の活躍によって、先生の負担軽減を図っているというふうには聞いております。以上です。

(陸浦学校教育課長)

今年度用務支援員として、県からを会計年度職員として校内環境整備の校務支援員という加配事業が県の方で実施されておりまして、扶桑町にも今年度、もうこの後、年内に早ければ年内かもしれませんのが加配される予定になっております。県の方も、昨年働き方改革ロードマップが作成され、毎年フォローアップしなが

ら様々な施策が推進されていきますということで補足させていただきます。以上です。

(熊崎教育長職務代理者)

ありがとうございます。そういう取り組みがさらに続いていくとありがたいなというふうにして思っています。地域学校協働活動を推進していくにはキーになる人が必要だなというふうに思います。その方が長くに渡って、お1人だけではなかなか続いていかない。その方のご都合が悪くなると退かれる。でまた次の方へその次の方へと繋がっていく仕組み作りが必要かなというのが一つと、それからもう一つは、その地域の協働活動にも関わってらっしゃる方が主体的に動ける組織作りに少しずつ移行していくだけるとありがたい。これも人に関わっていくことなのでそういう人材に出会っていくというのが大事だと思うのですけど、どうしても学校の窓口となっている多くは教頭先生だったり、教務の先生であったり、そういった方がこの地域学校協働活動の陰での担い手となっていると、結局業務削減に繋がりづらいところがあるものですから、今すぐにどうこうということは難しいと思いますがそういう方向性もずっと何年か先の方には持っていただけするとありがたいなというふうにして思います。以上です。

(議長)

協議事項2でございますけどもこの業務量管理・健康確保措置実施計画につきましては、来年度の総合教育会議に報告をいただくことになっておりまして、またその後毎年度実施状況についてこの総合教育会議で報告いただくということになりますのでよろしくお願いを申し上げます。それでは以上で協議事項の方を閉じさせていただきます。

### 3. その他

(議長)

協議事項の3のその他がございますけども、何かご意見ございましたら賜りたいと思いますけども、何かござりますでしょうか。3はないようでございます。

本日はありがとうございました。本年度の教育会議は今回で最後の予定しておりますが、教育大綱（案）のパブリックコメントの結果によっては2月頃に第3回をお願いすることも予定しておりますのでご承知おきください。本日ご審議いただいたことを整理し、町と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、教育の課題等を共有し、連携して教育行政を推進していきたいと思います。そ

れでは協議事項以上でございますので事務局にかわります。皆さんご協議ありがとうございました。

(総務部長)

以上をもちまして、令和 7 年度第 2 回扶桑町総合教育会議を終了いたします。

ありがとうございました。

【午前 11 時 30 分終了】